

2014年7月30日

防衛省南関東防衛局
局長 丸井 博 様

厚木基地爆音防止期成同盟
委員長 大波 修二
第四次厚木爆音訴訟原告団
団 長 藤田 榮 治
代 表 二見 昇
神奈川平和運動センター
代 表 福田 護

原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

オスプレイの厚木基地飛来に強く抗議するとともに、
オスプレイの飛行についてあらためて申し入れます。

7月11日、わたしたちは貴職にあてて、オスプレイの飛来を中止するよう申し入れました。また、綾瀬市長及び大和市長も、基地司令官及び貴職に対し、飛来を中止するよう要請をしています。綾瀬市長におかれては、15日の飛来の翌日、防衛省及び外務省を訪れ、飛来に抗議すると共に再飛来に反対の意思であることを表明しました。神奈川県知事も、住民の不安が払拭されない中での飛来に強い懸念を表明しています。このように自治体及び市民がこぞって反対する中でそれを無視し、しかも通告から日数をおかずに飛来を強行したことに対し、強い怒りをもって抗議します。

2012年7月、全国知事会は、オスプレイの安全性に不安があるとして、自治体に詳細な説明をすると共に関係自治体の意向を十分尊重するようとの緊急声明を行いました。その後、2012年12月に緊急声明を出し、2013年3月には同じ内容で政府に申し入れをしています。また、2014年5月には、中国知事会も飛行訓練の実態把握、オスプレイの安全性についての説明を求めるなどの声明を発表しました。今回も県下の自治体はすべて、安全性について納得できる説明がされていないと、不安と不満を口にしています。つまり、知事会の要請からすでに2年を経過しているにもかかわらず、全くそれに答えようとしていないのです。防衛に関する地方との調整の窓口である貴職は、このような事態をどう受け止めるのでしょうか。住民の安全など二の次で、米軍の意向に唯々諾々として従う上局に対し、貴職の立場として、丁寧に要請に応ずるよう進言すべきではないのでしょうか。

今回の飛来にあたって、県には、飛行ルートが示されませんでした。県下に

は防災ヘリやドクターヘリも飛行しており、その他民間のヘリも飛んでいます。どのような高度でどのルートを飛ぶかということについて一切情報開示がないということで空の安全は保たれるのでしょうか。

今回の飛来では、施設区域への進入時にすでに垂直離着陸モードになっていました。基地から離れたところでもすでにナセル角が垂直に近かったという目撃情報もあります。これは「転換モードは限りなく限定的にし、垂直離着陸モードは施設区域内でのみ行う」とした日米合意に違反した飛行に他なりません。防衛省は、この日米合意の当事者窓口のひとつです。沖縄では違反飛行が6割を超えるという自治体の調査結果がありますが、今回の飛来にあたっては、貴職としてどのような調査体制を敷いたのでしょうか。調査結果はどうだったのでしょうか。

今回の飛行は、人員の輸送だとしていましたが、その事実はなかったようです。つまり、飛来自体が目的であり、このような飛行を今後も繰り返し、住民感覚を麻痺させ、反対の声を抑えていこうとする意図が透けて見えます。

オスプレイの安全性に不安があること、わたしたちがすでに空母艦載機などにより耐えがたい被害を受けていること、5月21日に出された第四次厚木爆音訴訟の判決が、国に対し、強い警告を突きつけていることは、7月11日の申し入れにも書きました。それはここ厚木基地周辺のみではなく、全国民に共通する思いです。

わたしたちは、オスプレイの二度にわたる厚木基地飛来に抗議します。そして次ぎのことをあらためて申し入れます。

- 1 オスプレイの機体の安全性、これまでの事故原因、機体をもたらす騒音・風圧・熱排気などについて自治体及び住民に十分な説明を行うこと。
- 2 一昨年の普天間基地配備以降の事故・不具合などについて詳細な報告・原因説明をすること。
- 3 オスプレイ飛行ルート、フライトプランを事前に開示すること。
- 4 オスプレイの飛行にあたっては、日米合意の遵守を米軍に求め、防衛省自身が監視体制をとること。
- 5 オスプレイの配備・飛行・訓練にあたっては、関係自治体の意向を十分尊重して対応すること。現在配備されている沖縄県普天間基地についても、自治体の意向をもう一度聞きそれを尊重した対応をすること。